

長与町議会運営委員会会議録

本日の会議 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

招 集 場 所 長与町議会議場（第 1 委員会室）

出席委員

委 員 長	饗 庭 敦 子	副 委 員 長	西 岡 克 之
委 員	喜々津 英 世	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

欠席委員

委 員 安 藤 克 彦

職務のため出席した者

議会事務局長	濱 口 務	議事課長	中 山 庄 治
議事係長	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会基本条例の検証（要綱、要領）について
- (2) タブレットの持ち込みについて（視察等）
- (3) その他

開 会 1 3 時 1 6 分

散 会 1 5 時 0 6 分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんお疲れさまです。本日は、安藤委員より、長与町の監査委員ということで、欠席届が出ておりますので。定足数には達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

では皆さんお手元に資料を配付しておりますので。まず最初に、前回の長与町議会議員研修要綱というものを皆さんで御意見いただいた分、訂正をしております。それに伴って、研修実施要領としてたのを、研修計画案、という形にするというところで、そこも訂正をしておりますので、3分ほど御確認ください。それでは今皆さんに御確認いただきました議員研修要綱案と議員研修案で御意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですかね。はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

申し訳ない。前回でそういう発言をすればよかったなとちょっと思ってるんですけども、それが必要かどうか含めてちょっと発言させていただきますが、第1条で長与町議会基本条例というふうな形で名称謳ってますよね。第2条ではこの議会基本条例というふうに、いわゆる省略してるわけですよ。ここでは省略するならば、以下基本条例という、というふうな文言が必要になるとじゃなかかなと。35の後にそういうふうに明記をするととあわせてですね、5条も長与町議会議員研修計画と名称をちょっと謳ってるので、次の2項の前項の計画は、というふうにここも省略しとるわけですかいい。そこもあわせて、そういうふうにした方がいいんじゃないかなというふうに思いますんで、いかがでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんいかがでしょうか。以下、議会基本条例とすると、入れたほうがいいのか。文言的に2カ所ずつしか出てこないから、もう正式名をそのまま入れた方がいいのではないかと思います、正式名を入れるということでよろしいですか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この1条は、確かに河野委員の言われるように、平成25年条例第30号のあとに以下、例えば基本条例という、か、議会基本条例という、というふうにせんばいかんやろうと。そうすると、次の5条の計画は、この場合はもう、以下、計画という、文言は必要なのかなというのは、私はそういうふうに思いますけど。要するに、河野委員が言われたのは、5条2項の前項の計画は、というのをあるので、その前の第1項のところに、以下、計画という、研修計画というか、そういうふうにかんばいかんということやっただけです。私は1条だけはやっぱり必ずこれ、それを入れとかなとだめだと思っんです。次に、出てくるのでね。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に出てくるので、次の2条を、議員は長与町議会基本条例でってしてはどうかなとも思っんですが、それよりやはり、以下、議会基本条例という、とした方がいいという

御意見でよろしいですか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

多分通常は、同じ文言をずっと下に使っていくということは、まず考えられぬのでね。確かに、一つしかなかけども、基本条例の部分だけでも私は絶対いれとかんばやろうと。ただ、それからいくとやっぱり計画も以下、研修計画という、と。ただ計画、前項の計画はってしとっけども、研修計画、いうふうにした方がいいんじゃないかなかなと。ただね、条文がこんだけやけんね。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

やっぱり第1条のところは、やっぱり入れるべきかなというふうにちょっと私も改めてちょっと思ったのが、その要綱が改めているいろんな意味で、追加されたりだとか、そういうときに、更に長与町議会基本条例という文言がね、入ってきた場合にはやっぱりそういうのを活用するという意味では、それこそ条例が発展していく可能性もあるんで、そういうふうにしとった方がいいかなというふうに思いますね。5条の部分については、ちょっとどうだろうと思う。その前項の計画は、という意味では、ここの計画というのが理解。条文のつくり方からするとやっぱり入れた方がいいのかなという部分もありますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

それではその文言の件はフォーム担当に確認してから、入れてしたいと思いますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

他、ございませんか。なければ、次に入っていきたいと思いますので、前回配りました長与町議会自由討議実施要綱というところで、前回途中までというか、してたところなんですけど、まだどれがっていうのは決めてませんので、そこで御意見をいただければと思います。はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと前回から日数が経ってしまってるもので、確認を。私も正確に記録をしてないんですが、第2条の2項のところに、私のメモでは本会議とか委員会とかのところに、例えば全員協議会とか政策討論会が入れるべきか云々かだとまってたんですかね。ちょっと、何かそういう、私の控えではそういうふうになって、そこからの議論だったのかどうか、ちょっと、前回からの流れがちょっと止まってしまって申し訳ないです。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、確かにその自由討議の第2条の2項のところですよ。本会議及び委員会、並びに、長与町議会会議規則が規定する協議の場とするっていうところで、この協議の場が全協になるのかどこになるのかっていうところで、議論をしてたところかと思えます

ので、前回その全協も含めてもいいのではないかという意見と、全協での自由討議とは、みたいな話も出たかと思うんですけども。そのあたりを含めて皆さんどうでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと私もちょっと記憶違いかもしれませんが、この128条という文言を入れると、他の部分が入ってくるんじゃないかと、いうところじゃなかったんですかね。128条の規定する協議等の場とする、となると、128条の規定する協議の場というのが、全員協議会、政策討論会、議会報告会、住民懇談会と、いう形でなると。じゃ、そういう場でも自由討議ができるのかっていうふうな部分じゃなかったんですかね。その、それが必要だったと、ちょっとよくわかりんですけど。ただ、今の感じで言うと、果たしてそれこそ全員協議会で自由討議というのは、なかなかなじまない。基本的に、自由討議みたいな事がされてますんですね。議会報告会や住民懇談会で自由討議、これもまた自由討議のような状況なんで。この委員会並びに会議規則が、必要なかどうか、だと思っただけです。場合によっちゃ、ここはもう本会議及び委員会、の場というかね。自由討議の場は本会議及び委員会とする、かなんかにした方がすっきりするんじゃないかなと思っただけです。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

私も今、河野さんと同じ意見です。あとその本会議では、この前もでていましたけど即決の部分だけね、限るとか、意見がでてましたけども。そういう方法しかないのかなと思います。今までの過去の議論からしても、本会議と委員会での自由討議をですね、ずっとしてきとった経緯があるんです。だから、この2つでいいんじゃないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、今言われたように、自由討議の場は本会議及び委員会とするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そして、その次の3条もここに議員または町長が提案する議案及び町民が提出する請願また陳情とするってなってるので、この請願と陳情も何かってところで、ここでも、皆さんから御意見がありました。この3条に関してはいかがでしょうか。失礼しました、3項です。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

自由討議がそもそもどういう目的かという部分では、やっぱり、議会や委員会の審査の過程といいますかね。そういうのをやっぱり明確にするという部分が、目的だったと思うんですけど。その目的というか、その焦点を明らかにして、住民の皆さんにどうい

う判断をしたかという部分。そういう意味では、請願、陳情は今のところまだそういう対応になってませんけども、請願についてはやはりそのそれぞれ委員が、判断を示すわけですから、自由討議の場が僕はあってもいいかなというふうに思います。ですからここはここままで、いいのではないかなというふうに私は思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にありませんか。議長。

○議長（内村博法議員）

このところの自由討議の議題というのは、議員または町長宛てにする議案。これはいずれ委員会に付託されるんですよ。付託されるのが大部分だと思うんですよ。で、及び町民が提出請願。これも請願も委員会に関係するところに付託されると。ここまでいいんですけども、この陳情がね、今、配布だけしてるんですよ。このところは今の慣例でいくと、議論すらしめないということになっておるんで、この陳情は外した方がいいかなと、こう思っておりますけどね。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

陳情の取り扱いについて申し上げます。

陳情の取り扱いについてはですね、会議規則95条によって陳情またはこれに類するもので、議長が必要とあると認めるものは、請願の例により処理するものとなる。ということと、もう片方では、申し合わせ事項によりまして、陳情については参考配布とし、要望書その他必要なものは、議長の判断による。という2つの書き方をしておりますので、会議規則上では、付託される可能性はあるということに。申し合わせでは参考配布となっておりますけど、会議規則上は、請願の取り扱いによることができるというふうになっておりますので、そこら御判断していただければと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

そうであればね、入れとつてもいいかなと。可能性があるならばですね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい。それでは3項は、このままでいいということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

あと、出たのは第5条の30分以内っていうのが短いんじゃないかという意見と、いや、30分以内でいいのではないかと、という両方の意見が出てたかと思うんですけども。このあたりは30分以内ということよろしいでしょうか。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この30分という部分の前に、概ねという言葉を入れとけば、多少の部分はクリアで

きるんじゃないかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他いかがですか。議長。

○議長（内村博法議員）

私はこの30分は要らないんじゃないかとの前、意見を述べたんですけども。なぜかと言うと、ちょっと本会議でもし自由討議をやろうとすると、恐らくこの30分で終わればいいんですけども。結構時間が、15人いますからね、議員が。本会議場では。だから、30分で終わればいいんでしょうけども。ちょっとそここのところがちょっと心配。

○委員長（饗庭敦子委員）

ここは、議長が必要と認める場合はこの限りではない、ということなので、議場では大丈夫ではないかと思しますので、ここに、概ねという形で、概ね30分以内とするものとする、ということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

あと前回出てたところはちょっと記憶的でないかなと思うんですが。他に皆さんから御意見ございませんか。なければこれを要綱案としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは続きまして、正副議長の所信表明の実施要綱を見て出す際、ここは現在ありますので、この訂正している赤文字の部分だけですね、訂正する分は。あとは、前回実施した中のものです。よろしいでしょうか。はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

申し訳ないです。ここでも、1番冒頭に長与町議会基本条例というのが出てきて、その3行下が、議会基本条例の、っていうやっぱり出てきてますんで。やっばここもそういう対応しとった方がいいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、今のところは先ほどのも含めて、必要であれば入れていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして住民懇談会実施要綱。これも、現在ある分に議会からの開催要請というところをつけ加えておりますので、このあたりで御意見があればお願いしたいと思います。議長。

○議長（内村博法議員）

この要綱というのは、以前はこれほどが作とったんですかね。議運でつくったんですかね。議運ですね。本来でいえば、広報広聴が担当すべきものなんですよね。所掌からいえば。もう議会運営委員会でもいいのかな。という疑問がちょっと1つあったものですから。ま、そのあたり。

○委員長（饗庭敦子委員）

要綱なので、議会運営委員会でいいのではないかとということですが、よろしいでしょうか。はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

休憩をお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会が再開いたします。長与町議会住民懇談会実施要綱は、この案を議会広報広聴常任委員会で検討していただき、それをもって案として全協に報告する、ということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして反問に関する要綱というのをご覧ください。この反問に関する要綱も25年11月22日に作っておりますので、その分の訂正を赤文字でしておりますので、そこについて、全体的にでもいいですが、皆さんから御意見はありませんか。この反問のところの第4条っていうのをつけ加えてるんですけども。条例の提案及び議案の修正提案、修正提案を出す場合がありますよね。議員の方からですね。そのときに町長が意見を述べる機会をあてることのできるものとする、という文言をつけ加えてるんですけども、これに対して皆さんから何か御意見ありますか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これ、ちょっとその。改めて見てちょっと。どうなんかなっていうふうな感じがしますね。でも反問権を許可するにあたっては、こういう部分も必要なかなっていうふうな部分も一面もあるんですけど。なかなか議員の議案の提案、修正提案っていうのは本当に難しく、いわば、言うなれば、議員の質疑も受ける。執行部側の質疑も受けると、いうふうな形になるわけですね。これでいくと。意見を述べる機会がある。質疑じゃない。質疑じゃなくて意見を述べる機会ができる。例えば私が提案をしました、と。提案してこうですと、しかし具体的に町長はいやこの提案はこうこうこういう理由でできないんだ、というふうな形で、そういう提案も意見もできると。進んでるところでね。なんかこう、複雑ですね。なんかこう、だそうかなって思う気持ちをそがれる感じがして。非常に複雑な、必要なかどうなのか、ちょっと。そうですね、ちょっと休憩してもらえますか。

○委員長（饗庭敦子委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。それではこの反問に関する要綱というところは、この赤文字のように訂正をして、第4条は削除する、ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではここで場内の時計で、2時30分まで休憩します。

(休憩14時20分～14時30分)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。

続きまして、長与町議会答弁事項の対応状況報告実施要綱案というのを作成してますので。これは今までない分で、今後その答弁した内容の経過ですね、について求めたいというところで、一応案になっておりますが、いかがでしょうか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的に、例えば検討するという答弁があったときに、それがどうなってるのかっていうのを回答を求めるわけですよ。書いてますね。いつまでに返事をするのかっていうのが気になったけども、次の定例会までについていうことですね。すいません。取り消します。

○委員長（饗庭敦子委員）

意見はございませんか。はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は、逆にこの、例えば議会、一般質問に検討する、と答えた場合に、それに対していつ提出できるのかという部分。例えば、その本会議が終わって検討しますというふうに答えた、と。答えて本会議が終わりましたと、すぐ出して、じゃ、その状況が変わるのかどうなのかっていうのがよくわからない。だから、ちょっとそこら辺が。そうですね、それはあんまり考えんでいいものなのかどうなのか、ちょっとその辺が今ちょっと悩んで、どうしたらいいのかなっていうふうに思いますね。次の議会までに回答するけども、それを、こちら側が状況報告書をいつの段階で求めていいものなのかですね。ちょっとその辺が、規定がなかったら逆に、ほんともう、議会終わったその翌日に、どうなってるかっていうふうに出せるわけですたいね。それでも可能なのかですね。ちょっとそこら辺が、どう捉えていいのか。ちょっとわからないです。

○委員長（饗庭敦子委員）

ここの要綱を読む限りは、それも可能であるというふうに取り取れると。ただですね、これを決めるにあたっては、執行側との打ち合わせは必要かなと思っておりますので。これはこれでいいですよ、ということであれば、その後その執行側として、例えばそのいつにした方がいいとかですよ。あまりこう、ずーっと昔の一般質問のね、今更言われてもみたいなところもあるかもしれないので、その辺をちょっと話をしないとわからない部分ですので。今のところ、これでは要綱に基づいて、要請っていうか出してくださいますよ、ということができますよ、というふうに書いてる要綱になっております。議会基本条例

では、答弁の内容経過については委員会において、っていうのも含まれてるんですけども、ここの表現でいくと第2条の議員の一般質問でと、今のところちょっと限定をしているような状態になっているんです。だから、例えばその委員会の必要であれば、入れないといけないんですが、実際、ちょっとこう、委員会で答弁した内容の経過をどこまで追うかっていうのは、ちょっと難しいのかなっていうところもありますので、そのあたり、皆さんがどう考えるかっていうところですけど、いかがでしょうか。どうでしょうかね。今までちょっとやってないのでですね、一応、一般質問の中で経過を知りたいっていうのは、これまでもあの議会だよりとかでも、経過を追ってほしいみたいなのところもあったのでですね。そこから始めてみると。必要になれば、別に要綱なので変えることは可能かと思えますので。今ちょっとわからない時点で委員会まで広げるとですね、ちょっと対象がわかりにくいかと思えますので、これでよろしいですか。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

第2条のところにですね、議員の一般質問で町長その他の執行機関、と限定しているので、特にその議会定例会においてと委員会をここでまだ含めてないっていうのがまず最初に来ているので、とりあえずこの形で、一般質問のその後っていう形ですね、より具現化するっていう形をとれば、これはこれでいいとする部分でいいんじゃないかなというふうに思います。以上。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

報告の時期のことで、ちょっとこの文言を読んで、今ひとつ僕の中でびんとこないんですよ。申し出があった次の定例議会までに報告をもらえるっちはいうことは、どんな言ったらいいかな。例えば、なんかこう、ものすごくあやふや、どうにでも捉えられるような気がするんですよ。むしろ、例えば60日以内とか90日以内とか、そういう規定にしないと、いつ申し入れたかによってもものすごく相手からすれば、もう1週間で回答せんといかんような状況もありうるような気がするんです。若干ちょっと今、そのあたりを検討した方がいいんじゃないかという気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんいかがでしょうか。報告の時期、及び方法のところですけども、どうでしょうか。日数を決めて、何日、要請があった60日後、もしくは90日後までに報告するものとする。その辺りはいかがですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっとその、先ほども委員長もね、執行部側とやっぱ協議せんばいかんという部分で、初めてのことで、どうなるかがちょっとよくわからない状況ですね。ただ僕もやはりその、そういう意味では、日程をやっぱり明確にするこの申し出があった次の議

会定例会まで。申し出があった次の議会定例会と、申し出があった日から、その読み方は、これでいくと、定例議会ごとに申し入れんばいかんような雰囲気になるんですたいね。申し出があった次の定例議会までにとということです。ちょっとそこら辺が、非常に曖昧に捉えられるので、期日は日数で区切ってみて、こういう内容だけでもどうだろうかというふうな提案を、ちょっと協議をしてもらったほうがというような気がしますですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、他ございませんか。なければ、この5条は町長等は申し入れがあった日から、60日以内に、議長へ報告するものとする。と変更して、ちょっとあのを、話し合いをするということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、他にございませんか。なければこれで、よろしいでしょうか。あとまだちょっと話し合いをした結果ですね、変わることもありますので、一応これで提案するということにします。

続きまして、議会災害対応要領ですね、この要領のところを見てください。災害対応要領のところは、今のところ原文のままですね、24年12月10日の原文のままですけれども、皆さんが変更した方がいいという点があれば、お願いしたいと思います。河野委員。

○委員（堤理志委員）

この要領の作成の仕方だと思うんですけども、恐らく、この趣旨第1条本部の設置第2条と、この1条文をつける場合は要綱はふさわしいというふうにちょっとこれまでそういう捉え方をしてきたんですよ。要領の場合は1何々、2何々、というふうな形になる。多分この場合も要領にするのか要綱にするのかで、作成を仕方をちょっと検討せんばいかんちゃんかかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、委員の皆さんいかがですか。現在は対応要領なんですけれども、要綱とすべきなのか、要領とするのであれば、何条っていうのを抜くべきなのかというところかと思いますが、いかがですか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

まさに、今言われたとおりですけど、この前議運でどこに行った時やったですかなあ。こういったなんか横文字で、難しく文字で、大津市やったか。あそこはかなりボリュームのある要綱ちゅうか、これをつくったもんね。そこらへんももう一辺、見直しをしながら、そう慌ててせんでもよか案やけんが。そういうものも参考にしながら。これもどっちかといえば、慌てて作った要領ですよ。だから、そういう部分では非常にいい資料があったので、そういうものを参考にしながら、もう一辺、次の機会にでも議論してもらえればと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

じゃ、災害対応要綱は今後、他の市議会とかを参照にしていくと。ただ、この要領であってないというのは、このまま暫くしとくということによろしいんですかね。

はい、では災害対応要領に関したら、今の時点ではこのままということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では次にですね、政治倫理条例のところなんですけれども、前回、規則というのを規定に変更をいたしました。その部分に変更したんですけれども、その他に倫理条例の中で、議会基本条例検証の中ではまだ見直すべきじゃないか、というところもあったかと思いますが、何かご意見等はございますか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この間も言ったんですが、役場でも、そういう行政対象の圧力とか、暴力とか、議員からのそういったものに対する、内部の見直しをなんかするというふうに、多分事務局からそういう話をあったかと思うんですが。それについてはまだ、その後は何もないのか。それをまずお聞きします。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

総務の方からはですね、そういう要綱の見直しをもう一度したいと。現状のそういうこう、口利きとか、何かそういうものに関して、再度見直しをして研究したいという返事をもたらってますが、結果は出てません。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

まだ、出てないということですので。ああいうふうに、新人議員の一般質問でも、その種のことを匂わせるような質問があったりしておるのでね。やっぱり基本的にはそこら辺を、条文に盛り込むべきだと。したがって、あまり慌てないでも、そこらへんのびしっと定めたものが出た段階で、そういったものを見ながら、再検討するという、それがいいんじゃないかならうかなって感じがします。

○委員長（饗庭敦子委員）

行政の見直しがあってから、検討するというので、皆さんよろしいですか。政治倫理条例に関しては、こないだの規則で定めたところで、今後行政の見直しが進んだところでまた、この議会運営委員会で検討していくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは次にですね、皆さんのお手元の、さっきの災害対応要領の右側にあります請願審査時の提案者が希望する場合の意見聴取の機会がどうなってるのかっていうので、

他市町を調べてほしいということで、ここに調べた分を挙げております。これに基づいてどうするかというところがあるんですけども。今、こちらから呼んで請願の時にはですね、してるかと思うんですが。向こうの希望する場合とかいう分を、費用弁償も含めてどうするかというのを決めた方がいいのではないかという、前回の御意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

現状は、こちら側が今要請をして、出席を求めている状況で、何でしょう、請願人だとか、にすればですね、非常にその議会がそれだけ意見を求めるという姿勢を表してるから。今の現状で非常に、そういう意味では請願人なんか非常にそういう意味では、自分の趣旨を述べられるということではいいと思うんで、これからもそういうふうになっていただければと思うんですけども。仮に請願人からそのどうしても発言さしてほしいというふうに来た場合もですね、基本的にはやっぱり僕は、議会が求めてないって言われればそれでおしまいだけれども。費用弁償を、そうですね、難しい内容になるかもしれないんですけども、出すべきじゃないかな。例えばここであるように、時津町なんかは休憩中にその旨の発言を許可している、となると、恐らくその委員会の質疑がですね、請願人に対する質疑なんか全部その議事録に残らないという可能性が出てきますし。波佐見では、希望する場合は発言を許可しているが、費用弁償は支給してないということで、こういう対応もあっていいのかなと思うんですけども、僕は、その参考人と同じような使いでやるべきじゃないかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見はありませんか。はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私の方で混乱し、頭ん中で整理できてないのが、参考人という請願者って、何か違い、あったですかね。何なのですかね、これ。例えば時津町は参考人に出席を求めている。請願者が意見希望してる時は休憩中の扱いという。この請願者と参考人の違い。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

時津でいう請願者というのは、請願書を提出した本人ですね。参考人っていうのは、請願を審査するために、必要なご意見を述べていただく方なので、イコール請願者の提出者ではない場合もあり得ることなので、そこは通常、うちの運用は提出された方に来ていただいてしゃべる場合もあるし、この前、日教組の方でしたかな。あの方は請願者の提出者本人ではなかったんで、その場合でも参考人として議会が招致をするということは可能ということです。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私たちがやっぱり役割というのは、請願者が何を求めているのかをよく理解して、そしてそれが可か否かを判断するためだから、それを理解するという意味ではよく聞く必要があるので、現状どおり参考人なり紹介者、請願者なりの委員会の中で求めれば、そういう方々に来てもらって現状どおり詳しく意見を聞くということ。もしくは紹介議員。それでいいんじゃないかなって気がします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にありませんか。なければその請願人、もしくは参考人にこちらから要望した場合は、今と同様勿論費用弁償も発生して払っているというのは変わらないかなと思うんですね。ただ、こちらから要望がない場合でも請願者が意見を述べたいと言われた場合にどうするかを規定していこうということなんですけど、そのあたりが費用弁償もだすものなのか、向こうが希望するので来てもらうだけにするものなのか、というところが、前回から挙がってるこの機会なので、極力おっしゃられるように委員会として呼んでいただくというのが原則ではあるんですけども。そのあたりはどうでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

現状の今の、議会の体制っていうか、体質で言うていいのかわからないですけども、言葉あれですけども、良心的に請願に呼ぶっていうふうな姿勢ですのでね、非常にすばらしいなというふうに思うんですよ。議会の体制が変わったりすると、もういいじゃないか、というふうになると。そういう場合に、いや請願人から請願者から意見を述べさせてくれというふうに来てるんだ、というふうな場合はそれは許可するというふうな形です。やっぱり現行のそういう良識的な対応をしてる部分を継続的にやっぱりやるためにも、ここは請願人が言いたいと、意見言いたいという時も費用弁償を発生させた方が、今の議会の雰囲気ちゅうのはずっと保たれるていくんじゃないかなっていうふうな感じがするんですよ。もうその費用弁償が勿体無くなって来ると、いやもうどの、全てを、全部やっぱり呼ばないというふうになって来るとまた、この今の雰囲気がね、今の対応、住民に対する非常に親切な対応が、なくなってしまう可能性があるんじゃないかなっていうふうな、ちょっと危惧するんで。やっぱり請願者が意見を述べたいと。ただ、なんでしょうね。だから、そういうふうなこと。ここ、議会基本条例は本人が申請すれば必ず呼ぶんでしたっけ。ちょっとそこら辺も含めてちょっと、確認するべき必要性があるかなと。あまりにもひどい、請願人、請願になると紹介人が必要になるんでね。そうでたらめな請願を出すということはないというふうに信じたいですけども。場合によっちゃそういうことも可能になるかなっていうふうな恐れもちょっと感じながらなんです。今のままの現状からすると、そういう対応していったらどうかというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見はございませんか。今も議会基本条例の6条の3で、議会が請願及び陳情の審議等においては、提案者が希望する時は意見聴取を行う機会を設けることができる。とまでは決めてるので、できるのでそれを許可するかどうかというのはこちらのあれにかかっているかと思うんですが、その費用弁償も決めておいた方が、そういう場合があった場合にはいいのではないかというのが、恐らくでて、この検証のときに入れたのかと思うんです。そのあたりは今、河野さんが言われたように費用弁償を支給してもいい、ということでもいいのか、そのあたりはいかがですかね。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

請願人というか請願団体ですたいね。その代表者が、基本的に請願人ということなんでしょうけども、この前みたいに、その、何と言うか、その役員が請願人の代わりに来るという場合は、当然に認めてやらんばいかんやろうと。ただ、請願にも来る、それとはまた別に参考人としても他の人を呼ぶとかさ、そういった重複はできんやろうと。じゃ、どっかにやっぱ参考人イコール請願人も含むという意味合いで捉えて、今しよるわけやけんね。要はね。基本条例にも掲げておることを尊重していけば、やっぱり基本的にその請願の場合は必ず呼ぶんですよというそれをしとく。やっぱり費用弁償も発生をすることにしとかんと、向こうから話をさしてくれ、とくつとやけんが金はいらんやっか、という思いもあったとけども、私に。10万もいくらかも発生することはなかやろう、そういうふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、請願者が意見陳述を希望する場合も、長与町としては費用弁償支給する、というところで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。では、そういうふうに決定をいたします。

続きまして、タブレットの持ち込みについての視察を行おうと思うんですけれども。皆さんのお手元に資料は配付をしておりますが、この間、壱岐市も出ておりましたけれども、壱岐市に行くにはですね、費用がかかり過ぎるということで、時間ももちろんかかるんですけど。船で行った場合は福岡から行かないといけないし、長崎からだ飛行機しかございませんので、壱岐市はちょっと難しいかなというところで、陸路で行ける、車で行けるというところで、宗像と嘉麻と篠栗と提案をさせていただいたんですが、日程的には1月の最後の週か、2月の第2週ぐらいまでに行きたいと思うんですけれども。皆さんからの御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

資料的には、導入の金額等も入れてますので、検討していただきたいと思うんですが、宗像市議会がですね、世界遺産の関係もあって、すごく視察が多いというところで、1、2月は非常に厳しいというところからいくと、篠栗と嘉麻市で行こうかなとは思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。はい、それではあと日程調整をしますので皆さんの方から、1月の最後の週か2月の第2週までの間で行けないという、

議会優先でありますけど。行けないというところがあればお知らせいただければなるべくそこを外していきたいと。相手の都合もありますが、いかがでしょうか。皆さん取り分けないということであれば、一任していただければ決めさせていただきますが、御意見あればどうぞ。しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、それでは委員会を再開いたします。日程等は決めてからまた早目に御連絡したいと思います。では、今日の議題は一応これで終了するんですけども、皆さんの方からなんかその他で、なんか御意見があればお伺いしますが。その他で何かございますか。ご意見ないようであれば、これで本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

委員長